

# 中国子会社を撤退させたいが、 何が一番のボトルネックになるか？

## 結論

登録資本金の払込義務と、譲渡対価・清算金の海外送金手続きです。2024年7月1日施行の新会社法第47条により、既存法人は2027年6月30日までに払込期限の見直しが必要となりました。持分譲渡・清算いずれのルートにおいても、中国側の変更登記・税務クリアランス・外貨審査が完了するまで、対価の海外送金はできません。

## 撤退ルートは何ですか？ 持分譲渡と清算の基本構造

撤退手法は「持分譲渡」と「清算（解散）」の2つに分類されます。選択するルートによって、ボトルネックの性質と所要期間が根本的に異なります。スピードを優先する場合は持分譲渡、潜在リスクを完全に遮断したい場合は清算が基本的な選択となります。

買い手の確保が困難な案件や簿外債務が存在する案件では、清算が唯一の現実的選択肢となる場合があります。いずれのルートを選ぶかが、その後の手続き設計・コスト・リスク管理の全体構造を決定します。

FIGURE 01 撤退ルート比較

### 撤退手法の選択が、コスト・期間・リスク構造を根本的に決定する

	手続き期間	リスク帰趨	未払資本金	推奨ケース
<b>持分譲渡</b> Share Transfer	約8~14週間	買い手に移転	価格交渉に直結	スピード優先・買い手確保可
<b>清算（解散）</b> Liquidation	6~14か月以上	売り手が完全精算	払込後に残余分配	リスク遮断・買い手不在

共通前提：いずれのルートも、税務クリアランス（STA）取得なしに海外送金は不可。根拠：新会社法第47条・企業所得税法第37条・国务院規定（2024.7.1施行）

## 登録資本金の払込義務は、 なぜ撤退のボトルネックになるのですか？

2024年7月1日施行の新会社法第47条により、有限責任会社の全株主は引き受けた出資額を会社設立日から5年以内に完納する義務を負います。既存法人には移行期間が設けられていますが、長期払込期限を設定した法人は2027年6月30日までの調整が法的に求められます。

かつて「認繳制」のもとで払込期限を20年・30年と長期設定した法人は、この調整義務を免れません。未払資本金が残存したまま撤退交渉に入った場合、持分譲渡における売却価格の減額要因となり、清算においては払込資金の手当てが先行して必要となります。いずれのルートでも、資本政策の是正を撤退戦略の前提として位置づけることが求められます。

FIGURE 03 登録資本金払込義務 移行期間の構造

### 2027年6月30日が分水嶺 — 長期認繳設定の既存法人は即時の資本政策見直しが必要



### 第47条

根拠条文  
新会社法（2024年7月1日施行）

### 3+5年

移行期間の構造  
最大8年（既存法人）

### 2027.6.30

調整期間  
超過は行政介入リスク（第266条）

## 海外送金はなぜ遅延するのですか？

持分譲渡・清算のいずれのルートでも、税務クリアランス（STA）・変更登記（SAMR）・外貨審査（SAFE）の3関門を順番に通過する必要があります。3フェーズは直列であり、並行処理はできません。

持分譲渡の場合、手続き期間のみで約8～14週間を要します。さらに重要な論点として、日本親会社（非居住者）が持分を譲渡する場合、譲渡益に対して10%の企業所得税が課されます（企業所得税法実施条例第91条・日中租税条約）。買い手が源泉徴収義務者となり（企業所得税法第37条）、税務申告・納税の完了がSAFE審査通過の前提条件となります。

清算の場合、新会社法第232条により清算委員会の設置（解散日から15日以内）、第235条により債権者への通知（設置日から10日以内）・新聞公告（設置日から60日以内）が義務付けられています。税務清算・外貨送金審査を含めると、実務上6～14か月が典型的な所要期間となります。

FIGURE 02 持分譲渡 送金タイムライン

「契約締結=完了」ではない — 税務・登記・外貨の3関門を順番に通過して初めて着金



合計：約 8～14週間（手続き期間のみ。未払資本金・係争案件は延長）

1 税務クリアランス	2 SAMR変更登記	3 SAFE申請・海外送金
STA（国家税務総局）審査・税額確定	市場監督管理局への工商変更登記	外貨管理局審査を経て日本口座へ着金
企業所得税法 第37条・第91条	新会社法 第232条	外貨管理条例
譲渡益に対する源泉徴収税10%の納税証明書が必須書類となります。	税務クリアランス取得後に申請可能となります。標準5～10営業日。	2024年以降、SAFE審査が厳格化傾向にあります。変更登記完了後も送金が滞るケースに留意が必要です。

**KEY RISK** 3フェーズは直列であり、並行処理は不可能です。クロージング条件・後払条項・エスクロー設計の不備が、対価回収リスクに直結します。

## ExpertLinksの視点： 撤退交渉で見落とされがちな2つの論点

### 01 撤退コストの過小評価

撤退に伴うコストは、未払登録資本金・源泉徴収税（譲渡益の10%）・未払税・労務精算費用を含めると、当初想定を大幅に超えるケースが少なくありません。撤退検討の起点は売却益・清算額の試算ではなく、「撤退に要する支出の洗い出し」に置くことが求められます。

### 02 「契約締結」と「送金完了」の混同リスク

持分譲渡契約を締結した時点で撤退が完了したと誤解するケースが、実務上散見されます。しかし税務クリアランス・SAMR変更登記・SAFE審査が完了するまで、対価は日本に届きません。クロージング条件・後払条項・エスクローの設計が不十分な場合、対価回収リスクを抱えたまま手続きが進行します。撤退の完了は、日本の口座への着金をもって確認されます。

#### よくある質問（FAQ）

Q. 未払いの登録資本金がある状態で持分譲渡は可能ですか？

A. 法律上は可能です。ただし未払資本金は買い手にとってのリスク要因となり、売却価格の減額交渉を招きます。事前の払込・減資・期限短縮のいずれかを検討することが実務上の基本的対応となります。

Q. 持分譲渡と清算、どちらが早期に完結しますか？

A. 手続き期間のみで比較すれば持分譲渡が短くなります（約8～14週間）。ただし買い手探しの期間が加算される点、および簿外リスクの帰趨を踏まえた上で選択することが必要です。

Q. 2027年6月30日の調整期限を超過した場合のリスクは何ですか？

A. 新会社法第266条に基づき、払込期限や出資額に明らかな異常がある場合、会社登記機関による適時調整の要求が可能と定められています。期限超過は行政介入リスクを招く点に留意が必要です。

Q. 中国撤退の専門家はどこに相談すればよいですか？

A. 法務・税務・外貨規制の3領域に精通した専門家が必要となります。ExpertLinksでは、中国撤退実務に知見を持つ専門家とのマッチングが可能です。

専門家に相談する →

監修：胡原浩

元・総合系コンサルティングファーム戦略リーダー／

外資系コンサルティングファーム執行役員パートナー

日中ビジネス・クロスボーダー専門家 | ExpertLinks代表

執筆：ExpertLinks編集部